

子どもの権利と学校教育

—校則問題を中心として—

社会教育教室 : 生 田 周 二

はじめに

昨年の東欧を中心とする国際的な変化は、ピープルス・パワーを示すとともに、一般・特殊という図式から、個別・一般という図式への変化であったとも言える。たとえば、これまで社会主義の大義、国際共産主義運動の防衛というような一般的な必要を重視し、個々の民族の主権や利益が特殊なものとして軽視されてきた経緯があったが、そうではなく個別の民族の主権や利益の尊重こそが真に全体の利益につながるという点の確認の年であったように思える。

それは、ものを構造主義的に見る見方から、個人や個別が全体に優先しなければならないという点である。いわゆる個人主義のうえに民主主義が成立すると言いなおしてもいいだろう。

こうした国際的動向は、日本にとっても、ものの見方を考えさせる契機となったといえる。たとえば、ここに面白い新聞投書がある。「小二の娘のことば」という題で掲載されていたが、その内容は、親子で中国の鄧小平辞任のテレビを見ていて、天安門事件のことに話が及び、娘が「あのとき集まっていた人たちは、何をしようとしていたの。」と質問したのに対して、母親が「中国をもっと自由な国にしてほしいっていったの。あれはやっちゃだめ、そんなこといっちゃだめなんて国じゃなくて、自由に自分の意見をいったり、やったりしてもいい国にしてほしいと集まっていたの」。娘は、「ふーん、じゃ、学校みたいな国にしないでっていうことなんだ」。母親はこの言葉について、「娘と学校のことを話していると、『それはやっちゃいけないことになっているの』というたぐいのせりふがよく出て」くることを思い出し、納得するとともに、続けて娘の学校の様子を記している。「朝会では整列をする、目をつぶって授業の始まるのを待つ、学童保育の帰りは並んで歩くなど、子どもの集中力を養うとか、安全を守るとか、理由はあるにせよ、もっと自由な生活であってもいいと思うことも少なくありません。自由な発想にもとづく自発性こそが、自立獲得の基礎とするなら、子どもにもっと自由な時間をと願わずにはいられません。」¹⁾

学校という秩序を優先させるあまり、もっと大事な個人の自発性の発揮の場が奪われていくことへの危惧が述べられている。

このように各所で、個人と集団、個別性と普遍性という古くて新しい問題が登場してきているといえる。民主主義、人権、自由という言葉と、専制主義、秩序、支配・抑圧という言葉が対となって、個人と集団の問題を考えざるをえない。

では、自由や民主主義をどう考えればよいのか。ユーゴスラビアのカルデリは、『自主管理と民

主義』の中で示唆的なことを述べている。すなわち、自由とは、「人間が相互依存・相互責任・連帯・平等の諸関係および諸条件のもとで、できるかぎり自分で自分の利益を管理する」ことであり、「これが本質的には真の人間的自由」²⁾なのだとしている。

また民主主義について、「自分の利益について自分で一ただし、他者の同一の権利を民主的に尊重しつつ一決定する人間に基礎をおく政治制度」であり、「自主管理と複数主義にもとづ」³⁾かなければならないとしている。

彼はまた若者の権利状況に触れて、「若者もまた、他の人々と同じように、生きた実践と労働と責任ある意思決定のなかでのみ、自己を試し、自己の理念、イニシアチブ、見解、そして錯誤を検証し、あわせて社会の現実的な可能性と能力をも知ることができるようになるのであり」⁴⁾、「若者たちは、具体的な意思決定の分野、『イエス』か『ノー』かをいうべき場で自己の思想を検証し、経験を積み、学び、そして、社会生活のあらゆる分野でその清新な若さによって問題の解決に現実的貢献をなすことが必要である」⁵⁾と述べている。

この点は、参加と自己決定、自主管理の重用性が述べられていて興味深い。これも新聞のコラム欄であるが、国際的動向である18歳選挙権の問題で高校生の多数が、「責任が重くなるから」「何もわからずに投票してしまいそうだから」とその権利を“遠慮”している一方で、ある高校生がこう書いている。「十八歳賛成。二年早く大人になれば二年早く自覚を持ち、社会でもっとよく活動できる。」コラム士は次のようにまとめている。「逆説的にいえば、十八歳選挙権と聞いて不安がるのは、十八歳にして選挙権を持っていないがため、かもしれません。」⁶⁾

以上の諸点をふまえて、本論では、まず子どもの権利条約の中で特に注目されている「意見表明権」に至る子どもの権利の歴史を概観し、次に校則改正をめぐる動向について鳥取県内のある実践についてふれ、最後に子どもの人権と教育・学校をみる視点を提示し、まとめとする。

1. 子どもの権利条約について

子どもの権利を考える際に、基本となることからは、家庭的環境の中での正しい庇護の下にあること（睡眠・食事・遊び）、児童労働が一定年齢に達するまで課されないこと、教育への権利が保障されることの三点であった。これは二つのP、すなわち protection（保護）と provision（提供）が近代において中心的な課題となり、産業革命の進行に伴う「過酷な児童労働から、子どもを保護することが社会的課題となって以来、子どもの権利の内容は拡大し、それを保護する具体的措置も整備されてきた」⁷⁾ことに表れている。中岡哲郎は『人間と技術の文明論』の中で、よりわかりやすく次のように述べている。

産業革命の初期の工場で多数の児童労働がみられたのも、同じ事情であったと考えられます。だが工場には教育的機能はありませんでした。単純な機械的労働のなかで、子どもたちが肉体的にも精神的にも荒廃していくことが社会問題となります。この経験のなかから、工場法によって、子どもの一定年齢までの就労を禁止し、その期間の子どもを学校へ通わせる義務教育の制度が、ロバート・オーエンのニュー・ラナークの学校などの影響もうけて、形成されていきます。

公教育とは、前段階の社会で労働がもっていた教育的機能が、労働の工場化によって失われたことから、その代わりとして作られた制度でした。もう少し皮肉に言えば、放っておいても子どもは育つ社会から、放っておくと子どもは非行に走る社会に突然投げだされて、途方に暮れている

る親に代わって、子どもの非行と有害な労働から隔離するついでに教育する施設だったのです。⁸⁾

児童労働の禁止が大きな課題であった時期を経て、国同士の最初の総戦力となった第一次世界大戦の後、社会の荒波によって子どもの生存自体が危ぶまれる状況の中で戦争が及ぼす人権侵害の自覚化がすすみ、生存権という新しい権利へ向けて大きく前進する時期に、イギリス児童救済基金団体という民間団体は、1922年「世界児童憲章」を発表した。前文では次のように述べられている。

この団体は子どもを保護することは両親のつとめであると同時に特権で、いかなる地方においても、親の保護がえられないために、子どもが死んでゆくということは、許されるべきことではないこと、経済的苦境期に免れることのできない困難から、児童を護ることは、社会の一大関心事でなくてはならないこと、および苦境期における児童の最も確実な保護は、高い水準の児童教育と正当なる状態における保護を与えるにあることを信ずるものである。

社会的・経済的困難から子どもを保護する点と、教育を提供する点の二つが述べられている。

この憲章をうけて、国際連盟では1924年に「子どもの権利ジュネーブ宣言」を発することとなる。「すべての国の男女は、人類が児童に対して最善のものを与える義務を負うことを認め、人種、国籍、信条のいかにをいっさい問わず、つぎのことを、その義務として宣言し承諾する」という前文に続けて、次の五つの権利が宣言された。

- ①児童の発達権の保障、②要保護児童の救済の原則、③児童の救済最優先の原則
- ④児童の自立促進と搾取からの保護、⑤児童育成の究極目標としての人類への奉仕

しかし、こうした子どもの権利は考慮されることなく第二次世界大戦に突入し、多くの青少年の生命が奪われた。

戦後、国際連合を中心にして、様々な人権問題に取り組むことになる。その基本的な宣言としては、1948年に出された「世界人権宣言」を挙げることができる。そして、子どもに関しては、1959年「子どもの権利宣言」が出され、「児童の最善の利益」という観点から、子どもの権利が全面的に保障されなければならないことを明示した。

子どもが、幸福な子ども時代を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この子どもの権利宣言を公布し、また、親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関および政府に対して、これらの権利を認識し、以下の諸原則に従って漸進的にとられる立法およびその他の措置によって、これらの権利を遵守するために努力することを要請する。

ここでの特徴は、「世界人権宣言」の中の事項がこの宣言の中にも反映している点である。その関係は、以下のようになっている。

名前・国籍取得権 (3条)	← 「世界人権宣言」 15条	
医療・社会保障権 (4条)	← 同	22, 25条
障害児の権利 (5条)	← 同	25条
家庭環境権 (6条)	← 同	16条
教育権 (7条)	← 同	26条

「世界人権宣言」の条約化は、1966年「国際人権規約」という形で実現し、1979年に日本は批准することになる。この規約は、社会権規約と自由権規約の二本立てでできており、人権をより具体的なものとしている。

これと同様に、昨年1989年11月20日に国連で採択された「子どもの権利条約」は、ちょうど30年前に採択された「子どもの権利宣言」を各国に義務付けることを意図している。このきっかけになったのは、その10年前の1979年「国際児童年」の際に、1月9日ポーランドのワルシャワで開催された「子どもの権利の法的保護に関するヨーロッパ会議」であった。そこでは、「子どもの権利宣言」の原則的な理念の実体化の総点検を呼び掛け、「子どもの権利条約」制定の提案が行なわれた。

その会議では、特に次のようなステートメントを発表した。

「子どもが責任を果たしうる年齢になるにしたがい、その将来を決定するような出来事に関する自己の意見は一層重要となる。法的に成年に達する以前の段階においても、身体的かつ精神的な健康に関するいかなる主要な決定についても参加できなければならない。」

「完全に法的に無力な年齢の子どもに関する権利保障の方法と、より成熟したことから、法が、部分的な法的能力を与えることができる子どものそれとは区別されなければならない。とくに、その学習、職業、そして必要ならば住居についての選択においてである。そしてそれは、成年に達し、十分な法的能力を行使する段階的な準備となるだろう。」⁹⁾

これは、従来の二つのPに、第三のPとして participation (参加) が加えられたことを意味する。具体的には、第12条の意見表明権、そして市民的自由として、参政権以外のすべての権利 (13条：表現・情報の自由、14条：思想・良心・宗教の自由、15条：結社・集会の自由など) の保障、教育に関する条項が教育への権利 (28条)・教育の目的 (29条) という具合に二つに分かれた点などがそれにあたる。ステートメントとも関わる第12条の条文は次の通りである。

1 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保証する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

2 この目的のため、子どもは、とくに、自己に影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続きにおいて、直接的にまたは代理人もしくは適当な団体を通して聴聞される機会を、国内法の手続規則に従って与えられる。

ところで日本において、子どもの権利に関して言及された最初は、1924年 (大正13年) に賀川豊彦が「子どもの権利」という演題で、東京・江東公会堂で演説したのが記録されている。その中で彼は、次の九つの子どもの権利を指摘している。生きる権利、喰う権利、眠る権利、遊ぶ権利、指導して貰う権利、教育を受ける権利、虐待されない権利、親を選ぶ権利、人格としての待遇を受ける権利。¹⁰⁾

戦後、民主国家として再生したわが国は、子どもに二度と悲惨な体験をさせないために、1951年「児童憲章」を公表した。これらはいずれも二つのPに関する事柄である。第三のPとしての「参加」をどう保障していくのかは今後の大きな課題である。

2. 規則と自治活動

体罰・校則問題がここ数年ホットな話題となっているが、三つの事例を通して規則と自治の問題に迫っていききたい。

まず、米子東高校の女子高生からの投書「校則で心は縛れない」では、「今や校則はまさしく“拘束”となっている。生徒を縛るための便利な道具でしかないように思われる、(中略) 服装や外観を意のままに支配したとしても、私たちの心までは縛ることはできない。それも分かつともせず、校則などをうのみにして無理に生徒を支配しようとするから、俗に言う“不良”が生産されるのだ。誤解しておられないだろうか？ 生徒を良くするには校則ではなく、先生のハートだということを…。」¹¹⁾

同じく男子高校生(鳥取県東伯郡)からの投書「先生に対して失望」では、信頼していた教師が生徒を殴ったことに対する思いを述べた後、次のように締め括っている。「私は今の高校生活が不満だ。外部に分からなかったら、どんどんエスカレートしていく体罰。生徒たちの意見を述べる場もないことも現実である。こんな教員たちで本当によいのか…。」¹²⁾

これらの投書では、学校という存在、教師のあり方、規則(校則)のあり方に対する問題提起がされている。学校秩序への疑問、あるいは秩序維持という大義名分が大手を振って罷り通り、個性や自発性を押し殺してしまっている現状への批判とも受け取れる。

次に、学校に民主主義をという立場から昨年出版された尾木直樹著『思春期ばんざい』の中に、「反省”する子”という節がある。内容は、中2の春、班行動によるウォークラリー形式で、クイズを解きながらチェックポイントを通過する楽しいが結構厳しい遠足の際のことである。6月としては記録的な猛暑や、昼食時間が短かったという背景もあって、途中でおやつを食べてはいけないという事前の約束にもかかわらず、アメなどを口に入れる者がかなり出てしまった。それに対して、筆者は、「服装や持ち物やおやつタイムのルールはみんな学級討議をへて遠足実行委員会で決定していったものだったのです。それへの違反は、自分たちの自治をこわし、自由と自治の伝統に輝く本校生徒会の歴史にも泥靴で跡をつけるに等しい行為だったのです。ですから、私はそのことを悲しみました。怒りました。」と述べている。筆者の観点は、このような規則違反の際によく遭遇する「体罰」との関係で、「体罰なんて無用」、「道理を尽くして真剣に向きあえば、どんな子の心にも大人の正義とロマンは響く」というポイントを示そうとすることにある。そして、節の最後で「自分で自分を叱れるキッカケづくりとその道筋をつけてやるのが、思春期の子らとともに生活する者の叱り方ではないでしょうか。」¹³⁾と結んでいる。

しかし、もうひとつ落としてはならないことは、生徒が書いた作文の中で明らかになっているように、罰として「秋の遠足のおやつ禁止」が申し渡されたことである。

ここでは、体罰問題が取り沙汰される中で、子どもに自省させる指導を模索する教師のあり方として提起されている点と、規則と自治をめぐる点とが絡み合っている。

最後に、校則見直しを実際に行なった坂本安之は「生徒・父母・教師による校則の見直し 茨城県神栖第一中学校の実践から」の中で、校則見直し活動に対する生徒、父母、教師の当初の反応として挙げている点は、次の通りである。

生徒：多かれ少なかれ、校則(特に丸刈り)に対して不満を持つが、表立って不満を表したり反対を行動に表したりすることはなく、たんに「かっこ悪い」という表面的な反対意見のみ。

「生徒に新校則の原案をすべて任せてみました。すると、教師が考えている以上に細かい規則を作ろうとしたり、違反者への罰則を強化しようとする傾向が随所に見られたのが印象的でした。」¹⁴⁾

家庭：男子の丸刈りの強制に対して65%以上の父母が賛成し、しかも学年が上がるにつれて多くなる。

学校側は、「家庭教育の見直し」という観点から、細かい点での判断は家庭に任せる方針で臨む。

教師：新校則の「特に規定しない」とか「学校生活に支障のないように」という表現は、指導に混乱をきたすのではないかという不安と、「丸刈りなら統一指導できるが、丸刈り以外を許可すると、どこまで髪型を指導していいのかわからなくなってしまう」という不安があった。「『ぼんの数人の心配の生徒のための規制を全員の生徒が受けるのはおかしい。生徒を信用しましょう。問題が起きたら、またみんなで考えましょう』と、一見心もとないが、これまで培われた生徒への確かな信頼と教師間の協力体制のもとで」¹⁵⁾、活動は推進された。

こうした軋轢があったが、髪型・靴・かばん類を主な改正点とする新校則の施行後、学校の様子は、一人一人の生徒の顔がより个性的に見えるようになったという面と「髪型も人格の大切な一部」ということを教師自身が再認識する良い機会となった。また、授業を始めとする学校生活全般に活気が出てきた。そして、一番大きいことは、教師の指導観、指導意識に変化が生じたことである。「ただおこるのではなく、注意を促し、後は生徒の変容を見守る、そんな姿勢が教師のなかにも育ってきた」¹⁶⁾点である。

しかし、一方では、学校生活の中にある、ある種の緊張感、「けじめ」のようなものが少しづつ薄れてきたとも言われているが、校則の見直し活動を今後も継続して行なっていくことで問題意識も覚醒できうと思われる。

まとめとして述べられている点は、この校則見直しは、教師が生徒を指導し、管理していることには変りないが、従来の指導の観点を換え、「やらせる」「守らせる」「枠にはめる」から「考えさせる」「作らせる」「任せてみる」「見守る」という教育の原点に帰ったことである。「今回の校則見直し活動を始めとする、生徒の主体性を重視した活動は、その根底に生徒と教師の太い信頼の絆が基盤となっていること、この校則の見直し活動で、さらにその信頼が深まった」¹⁷⁾とされている。

以上三つの事例からうかがえることは、生徒への信頼を基礎とする教育という基本的な機能においては、生徒の参加と自己決定権を保障することによって、かえって学校の本来の機能がより活性化されることが示されている。

そこで次に、鳥取県倉吉市立西中学校の校則見直しの取り組みを検討し、今後の課題を明らかにしたい。

〈倉吉市立西中学校における校則見直しの取り組みから〉

倉吉市立西中学校は、生徒数700人以上で、市街地、農村地帯、新興団地を抱える比較的大規模な中学校である。

80年代始めの頃、倉吉市内4中学校の中で丸刈りは西中1校であったが、85年以前には、PTA役員が中心となってアンケートを実施し、生徒の髪型を中心として議題に上らせる自由化論議が巻き起った。この背景には、暴力問題や万引・窃盗を始めとする校内生活の乱れ、それへの対応として

の体罰と管理の強化, そうした学校の息苦しさの反映としての登校拒否の増加など, 学校をめぐって教師と父母との信頼関係が薄らいでいたことがひとつ挙げられる。それに加えて, 市内で一校のみの丸刈りに対する生徒の潜在的な不満の蓄積も指摘しなければいけない。

こうした学校運営の改革の声に対して教師集団が受け身にまわっていたのが, 86年頃から積極的な方向転換を遂げることになる訳だが, それには校長の姿勢が特筆される。86年3月まで在任した八木校長は, 生徒の教育権の保障を最優先しなければならないという観点をとり, 以後の教職員集団の対応への大きな布石となった。このことは, 86年頃から, 子供の自主性の涵養の必要や, 校則の単純化等が職員の間で方針化されることに表れている。八木校長の後任の岡校長(89年3月まで在任)は, 生徒たちがあたりまえのことがあたりまえにできるように障害を取り除いていくように配慮する必要があること, 子ども自体の自浄力を高めなければならないこと, それと関わりの深いことだが, 家庭教育の充実を常々指摘していたという。

こういった校長の姿勢もあって, 教師集団が, 何度も職員会議を重ね, 生徒指導主任を中心に校則見直しの取り組みをする際, 確認した点は, 次の通りである。

- ・校則作成以来, 相当の年月が経過し, 生徒・地域の実態が変化した。
- ・生徒の間にも, きまりは学校が作って自分たちを縛るものとか自由がないという意識がある。
- ・数年来の懸案事項として頭髪問題があり, それを中心テーマとする。

また見直しの観点としては,

- ・生徒の自主性・自律性を育てたい。
- ・また, ごく常識的なことが常識的にできる生徒を願って(生徒が自分で気づく)。
- ・適切な学校なり家庭・社会の指導を。
- ・さらに, 生徒相互の連帯による, 生徒相互の自浄力を期待して。

西中における見直しは, 教師・生徒・父母の共同の取り組みとして展開した。その流れを図示すると以下の通りである。

- ・職員会(見直しについての共通理解を図る)
- ↓
- ・PTA 小委員会(学校側と保護者代表による話し合い)
- ↓
- ・学級指導(「きまりについて考えよう」) ……資料(2)参照
- ↓
- ・アンケート(保護者, 生徒) ……資料(1)参照
- ↓
- ・学級会(頭髪について)
- ↓ ↑
- ・生活委員会, 生徒会執行部による話し合い(原案作成)
- ↓
- ・職員会(生徒会案の検討)
- ↓
- ・生徒総会
- ↓
- ・保護者に経過説明(校長, 生徒会長より)

- ↓
 ・学級懇談会
 ↓
 ・実施¹⁸⁾

このような相互の意見交換のなかで、最終段階として、87年4月から生徒手帳の廃止、校則B 4版3枚程度、88年10月の長髪許可、89年4月から校則A 4版1枚程度と具体的な成果として実現する。

それまでの生徒心得は11項目72細目（（ ）内は細目数）、すなわち言語（1）、挨拶（2）、服装（頭髮含む）（17）、所持品（7）、通学（11）、学習（5）、集会（3）、放送・掲示（3）、美化（2）、健康（3）、その他（18）からなっていたが、見直し後、資料(3)にも明らかなように9項目27細目に絞り込まれた。

さらに重要な点は、この校則を絶対的なものとするのではなく、毎年度検討を加え、自治や規則に関する論議を巻き起こすことが決められたことである。受け身の学校生活ではなく、参加し意見表明ができる学校生活の保障という意味で重要なことであろう。

以上の校則見直し運動の展開の中で得られた成果と課題について、次のようにまとめられている。

「頭髮の見直しについて、各学級や生活委員会、執行部会等で放課後なども使って話し合いを重ね、判断力を駆使して、生徒自らの手によってきまりを作り上げることができた。その過程の中で、徐々に校則についての理解も深まってきた。

今後の課題として、生徒自らが参加して見直しをした校則であるという認識のもとに、小さな規則も守る、守らせるという態度をさらに育てていきたい。」¹⁹⁾

教師サイドにとっても、この取り組みは大きな遺産を残した。この取り組みに実際に関わった生徒指導主任の語るところでは、校則問題の討議の中で生徒間の問題意識が鮮明になるとともに、また、教師—生徒間が上下関係ではなく、対等な関係、同じ人間としての理解が生まれる端緒となったということである。つまり、教師の側の指導観の変化、「ああしろ」「こうしろ」型の指導ではなく、「自分達で考えて行動する」ように指導していくことの重要性の自覚が深まったといえる。

この取り組みの中で、生徒自身がどのような反応を示したのかについては、今後の追跡調査を必要とする。

3. 子どもの権利と教育・福祉

学校において特に校則が大きな問題になってくる背景には、学校が大規模化・大組織化するにつれて、個よりも集団の画一性・統一性を問う結果となる学校教育の大衆化・群衆化が考えられる。その中では、個々人の存在の希薄化、さらには自分の存在意義を画一的な業績によってしか確認しえない状態が進行しており、失敗を恐れる子の増加や自己の存在意義がわからない子の増加が問題視されるに至っている。

ところで、この「存在」に関わって、人間・子どもを見る側面として考えられるのは、その人が何「である」のか、すなわちその存在そのものを問題にする側面がある。「存在原理」と言っても良いであろう。教育の分野ではよく「存在自体に価値がある」「存在に働きかける」「共感の重要性」

という言葉で語られることが多い。

教育分野においては、しかし、「存在原理」が希薄化する現実があるが、それについて示唆となるものに故宮原誠一の次の言葉がある。

「人間の形成にとって、したがってまた人間の教育にとって、つねに第一義的な問題は、人間がどのような社会的生活をいとなんでいるかということだ。これは平明なことがらである。しかし、一般に教育関係者はこの平明なことがらをけっして正当に評価してはいない。いやむしろ、しばしば、おそろしいまでに、またときには滑稽なほどに、この平明なことがらを無視している。」²⁰⁾

社会的生活の場における無意図的な「形成」の組織的形態としての「教育」が、「形成」の場である生活を見失いがちになることへの批判を行なったのが宮原であったが、忘れてならないのは、もう一つ人間を見る側面があることである。つまり、その人に何が「できる」のか、何を「持っている」のかという能力や業績を問う側面である。それを「能力・業績原理」と言ってもいいであろう。これは、学校教育を中心にして現実に機能している原理であるが、子どもを対象化し、評価し、積極的な面としては子どもの可能性を見出し、伸ばしつつ人格の完成を図ることが可能となる。その一方で否定的な面としては、成績による切り捨てや輪切りといった、一面的な評価による序列化の進展が危惧されている。

故宮原誠一はこの「能力・業績原理」に関連して、教育には二側面があるとしている。すなわち、生産関係によって規定される「人の価値観に関する側面」と生産力の発展によって規定される「人の能力に関する側面」である。これは、教育の発展の原動力としてかつて宮原が挙げたデモクラシーとテクノロジーのそれぞれの発展に通ずるものがある。

ところで、宮原は、教育における価値観と能力との関係について、次のように述べている。

「能力を身につけることは、人が生まれたその社会で生きていくために絶対に必要である。それを付与するのが教育なのだから、この教育は『社会のあらゆる成員』の福祉に不可欠である。このかぎりでは、教育は人の福祉のためにある、というのは正しい認識である。……これをただちに支配権力に都合のよい忠誠の形式を含む教育の全領域にひろげ、教育全体を社会のあらゆる成員の福祉のため、と断ずるところに誤りが生ずる、そして、この『誤り』は、故意になされることもあるのである。」²¹⁾

学校における価値観形成に関わって、校則などは生徒のプライバシーや家庭の保護権と抵触する部分も多い。校則を「全体の利益」や「成員の福祉」のために正当化される仕組みを言い当てている。

その学校の性格に関わって、牧疋名は、その二面性を指摘している。一人ひとりの発達を保障する面と社会的必要に合わせた教育を行っていく面である。そして、「とくに国家が積極的に学校制度を統御するようになってからは、一人ひとりを生かすという第二の道は、国家や企業の目的を実現するという第一の道に包摂されてきた」²²⁾と喝破している。

このことは別の言葉で置き直すと、教育の社会的有用性（公共性）と私事性の矛盾対立といえるのではないか。²³⁾私事的な形成作用として始まった教育が組織化される際に、国家的な必要だけで行われたのか、それとも民衆の教育要求が運動として存在し、国家の必要と絡みあって組織化が行わ

れたのかによって、その矛盾克服のあり方が大きく異なってくる。日本の場合、前者のケースであるため、一人ひとりの発達保障が真に実現されているのか、また人の価値観に関わる問題が学校でどう取り扱われているのかについて、意見を表明できる制度的保障がほとんどない。この点は問題である。西欧における父母・生徒参加の形態を学ぶ必要がある。特に、西ドイツの学校運営への生徒・父母参加は示唆的である。²⁴⁾

以上、校則問題を深める上で、「形成」と「教育」との関係、教育の二側面として「能力」と「価値観」、学校の二面性として「個人の発達保障」と「社会的必要に合わせた教育」について言及した。教育が個人や地域の生活と密接な結び付きが「本来」ありながらも、国家や時の権力の「社会的必要」を受けて、「能力」・「価値観」形成が中心となってしまうている。先にも指摘したように、教育の持つ私事性と公共性の矛盾対立のひとつの現れが校則問題であるといえる。その打開策の例が、第二章の中で示された生徒・教師・父母が校則見直しに立ち上った事例である。しかし、これら三者が学校教育において果たす役割については教師を除いて曖昧なものが多い。

今後の課題として、生徒の参加と意見表明権の具体的な形態の模索、学校実践において個人と集団の理論と歴史を検討することなどが考えられる。

最後に、「倉吉市立西中学校の校則見直し」の取り組みを取材した際に、快く応じてくださった関係者の皆様に謝意を表明したい。

〈註〉

- (1) 「赤旗」1989年11月23日付。この日刊新聞は、日本共産党の大衆的政治機関紙であり、一般読者の投書といえども、一定の政治的指向性が見られることは事実である。しかし、他方では人権問題や国家権力のあり方に対して鋭い触角を持ち、現象に潜む真実性を浮き彫りにする点で大きな役割を果たしていることもまた正確に見なければならぬ。少数者の意見として切り捨てるのではなく、かえって当初の少数者こそが事実の裏の真理を見出し一般化していく歴史を思い出すがよい。
- (2) カルデリ『自主管理と民主主義』大月書店 1981年 P.153。
- (3) 同上P.154。
- (4) 同上P.256。
- (5) 同上P.256-257。
- (6) 「赤旗」1990年1月28日付。
- (7) 牧征名『教育権と教育の自由』新日本出版社 1990年 P.20。
- (8) 中岡哲郎『人間と技術の文明論』日本放送出版協会 1990年 P.62-63。
- (9) 喜多明人「国際社会の英知を結集した子どもの権利に関する条約」『法学セミナー』1989年12月号 P.22。
- (10) 以上の記述は、日本子どもを守る会・児童問題研究会『子ども権利読本』1989年に負うところが大きい。
- (11) 「日本海新聞」1989年11月27日付。
- (12) 「日本海新聞」1990年2月9日付。
- (13) 尾木直樹『思春期ばんざい』草土文化 1989年 P.88。
- (14) 坂本安之「生徒・父母・教師による校則の見直し 茨城県神栖第一中学校の実践から」子どもの人権と体罰研究会・体罰と管理教育を考える会編『子どもの人権—立ち上る父母・市民—』母と子社 1989年 P.20。
- (15) 同上P.22。
- (16) 同上P.24。
- (17) 同上P.25。
- (18) 倉吉市立西中学校研究紀要『豊かな心を育てる教育』1989年 P.33。

- (19) 同上 P. 35。
 (20) 「教育の本質」1950年『官原誠一教育論集』第1巻 P. 22。
 (21) 『宗像誠也教育学著作集』第4巻 P. 14。
 (22) 牧柁名 前掲書 P. 201。
 (23) 私事性と公共性との関係について分かりやすいのは、高梨昌『臨教審と生涯教育』（エイデル研究所 1987年）の次の記述である。

「昔、労働科学研究所が行った調査でも尋常小学校六年から工場に勤めている人と、勤めずに学校に入った人との身長などを測定してみると、中学校卒業で入った人の方が身長が高いとか、あるいは、心理学的テストをやってみても、小学校六年でやめた人よりは、もう少し長く学校にいた人の方が点数が高いとか、こういう調査結果もあります。それから、近代工場制度の中で働くということになると、最低限必要な能力、読み、書き、計算というようなものや、あるいは、集団労働ですから、そのためのディシプリンとか、それから、機械を使うときの手先の器用さなどもある程度、学校における基礎的な教育が必要です。このような産業上の必要からも、最低限必要な能力は共通してもたせないと、産業も成り立たないし、そこで長い間働いて生活していく労働者にとっても近代的な工場労働に適応できず不幸になる。こういう面からみた共通部分、あるいは公共性というものもあるかもしれません。

……社会生活上からも、合理的な家庭経営だとか、家事の処理だとか、家庭での子どもの教育という面からいっても、親にとって最低限必要な教育というものも必要です。世代の再生産がされていくにつれて、生活の質がだんだんと高い水準になっていくわけですから、社会秩序を維持するという意味での公共性というものもあるかもしれません。

また、新自由主義的な考え方、機会均等という観点からすれば、最低限必要な教育は個人の自由を確保する上での基礎前提の一つです。スタートラインをそろえておいて、その上で競争して、すぐれた人は、すぐれた業績を上げ、そうでない人は、それなりの生活をする。最低限のところはそろえて、あとはそれぞれの適性と能力に応じた生活を送っていく、しかし、スタートラインは等しくしなければいけない。こういう思想もあったことは事実だと思うのです。」(pp. 124-125)

- (24) 「70年代に西ドイツのすべての州は、学校法や特別立法において、教員、生徒、父母の学校運営への参加権を法的に規定した。」(P. 45)

「『参加』の概念規定については、……一般的には、受け身の参加としての『情報を得る権利』というレベルを越えて『協力』(Mitwirkung)と『共同決定』(Mitbestimmung)がそれに属すると考えられている。」(pp. 45-46)

天野正治・柳沢良明「西ドイツにおける学校運営への父母の参加」『教育』No510 1989年7月。

〈資料1〉頭髪等に関するアンケート

生徒対象 (%)	長 髪			現 状			保 護 者 対 象 (%)			
	学 年	男	女	計	男	女	計	学 年	長 髪	現 状
1	63	89	70	37	11	22	1	40	52	8
2	81	87	79	19	13	16	2	32	61	7
3	84	89	84	16	11	13	3	34	61	5
計	77	88	78	23	12	17	計	35.6	57.4	7.0

(倉吉市立西中学校研究紀要『豊かな心を育てる教育』1989年 P. 34。)

〈資料2〉学級指導「きまりについて考えよう」の詳細

学習活動	留意点
<p>1. 今の西中の「きまり」で守っていないこと、守られていないことがないだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんな「きまり」か。 ・それはなぜか。 <p>2. 何のための「きまり」か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きまりがなければどうなるか ・きまりのもつ意義 <p>3. 「きまりを守る」ことについて、自分はど うしようと思うか。</p> <p>4. これだけはぜひ認めてほしいとか、新しく 決めてほしいことは何か。 (理由も書く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状認識の程度でよいと思います。 ・自由に話し合わせる。 (各専門委員に苦労していることなどにつ いて話させてもよい。) ・先生が勝手に決めて自分たちを縛るもの ↓ 集団の共通のルール ↓ 自分たちの学校を楽しく、充実した規律ある ものにしていくためのもの ↓ ルールは一人ひとりが充分理解し守らなけれ ばならない。(自己指導力) ・スポーツのルール等を引用してもよい ・生徒、保護者の要望、社会情勢などにより改 定(改善)してきていることもつけ加える ・自分はどうかを決断させ、具体的に実践 できるよう指導する。 紙(ノート)にも書かせ、発表させる。 ・担任が目を通した後、生活委員へ。 ・生徒会、生活委員会でも話し合います。

(倉吉市立西中学校研究紀要『豊かな心を育てる教育』1989年 P.34。)

〈資料3〉「生活のきまり」

「夢をいだき、展望をかかげ、みんなと力を合わせ、行動する人になろう」が、本校校訓の精神です。

具体的な人間像(生徒像)は

- 1 たくましいからだをつくり、ねばり強い心を持ち、明るい健康な生活を送る。
- 2 広い視野にたつて、たゆまない知性をみがき、豊かな心をもった生活を築く。
- 3 個人の尊さを知り、自他を愛し、お互いが信頼できる人間関係をつくりだす。
- 4 科学的思考態度を持ち、ものごとを合理的に解決するように努める。
- 5 自主自律に心がけ、互いに協力し、進んで奉仕や勤労に努める。

生徒一人ひとりが、かけがえのない人間として、さらに倉吉市立西中学校生徒としての誇りと自覚をもって、生きがいのある中学生生活を創造してほしいと願って、この生活のきまりを作りました。

1 時間を守る

- (1)生活時間(省略)
- (2)8時25分現在、座席についていない者をもって遅刻とする。
- (3)10分間の休みは、次の学習の準備をし、チャイムとともに着席する。
- (4)登校してから、下校するまでの外出は原則として認めない。

2 登下校

- (1)交通ルールを守り、細心の注意をはらって、きまった通学路で登下校する。
- (2)許可された生徒だけが、自転車やバスで通学できる。
- (3)登下校中に寄り道や、買い食いをしない。

- (4)自転車通学生は、必ずヘルメットと安全タスキを着用する。
- (5)徒歩・バス通の男子生徒は、必ず学生帽をかぶって通学する。

3 所持品

- (1)持に物には、すべて記入する。
- (2)学習や部活動(クラブ活動)に必要なものは、学校に持ってこない。
- (3)必要以上の現金や貴重品を持ってこない。必要があってもって来たときは、朝のうちに担任にあずける。

4 服装

- (1)男子は学生服を着用する。(上着、ズボンともに標準型であること)夏は白のカッターシャツを着用する。
- (2)女子はセーラー服(制服)を服用し、白えりは各自で整える。
- (3)ソックスは白色とする。女子のストッキングは、肌色とし、11月～3月まで認める。
- (4)防寒着は、黒または灰色系のものを着用し、ジージャンやカーデガンは認めない。

5 頭髪

- (1)頭髪は中学生らしく、さっぱりとしたものにする。

6 はき物

- (1)通学用には、体育用として使用できるひも付きズックを使用する。雨や雪の日は雨靴をはいてもよい。
(カジュアルシューズは認めない)
- (2)体育用シューズ・上ばきは指定のものを使用する。

7 かばん

- (1)手さげの学生カバン・学校指定のナップザックを使用する。

8 校外生活

- (1)西中生徒として、自覚ある行動をする。
- (2)ゲーム場・ビリヤード場等の出入りをしない。
- (3)校区内での私服はよいが、スーパー・書店等は制服で行くこと。

9 届出

- (1)欠席・遅刻・早退のときは、その理由を保護者を通じて、担任に連絡する。
- (2)校舎・校具・ガラス等を破損したときは、担任又は管理の先生にすぐにとどける。
- (3)旅行をするときは、必ず担任にとどけ、列車利用の場合は、割引証明書の交付を申し出る。
- (4)アルバイトをやむをえずする場合は、保護者の同意をえて、担任に届けでて許可をうける。

※その他の約束事項については、生徒会・各種専門委員会による話し合いで決定する。

(1990年4月20日受理)